

# 「岐阜県移住支援事業・マッチング支援事業」

## 登録企業募集のお知らせ



県では、東京圏からの移住・就業促進のため、今年度より東京 23 区（在住者又は通勤者）から岐阜県へ移住し、中小企業等に就業した場合、その移住者に対して支援金（最大 100 万円）を支給する「移住支援事業」を実施しています。

移住者の就業先企業については、県に登録した企業であることが支援金支給の条件となっているため、以下のとおり、企業の登録を募集しています。

登録企業及びその企業の求人情報については、県が運営するマッチングサイトへの掲載を行います。

### 【事業の概要】

- 東京 23 区（在住者又は通勤者）から岐阜県へ移住して就業した場合、その移住者に対して、県と居住地の市町村が協働して移住支援金を支給します。【移住支援事業】
- 県が運営するマッチングサイトに、移住支援金の対象法人及び求人に関する情報を掲載します。【マッチング支援事業】

※移住支援事業の対象となる法人は、このマッチングサイトに移住支援金の対象として求人情報が掲載された法人のみとなります。

※対象法人において採用した者（東京圏から移住して就業した者）が、移住支援金を申請する際には、対象法人において就業証明等にご協力いただくこととなります。

### 【申請方法】

- ・『「岐阜県におけるマッチング支援事業」実施要領』に基づき、事前に県への登録が必要となります。
- ※マッチングサイトへの掲載には、県の登録と併せて、岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）への求人登録が必要となります。
- ・登録申請書及び、法人の登記簿謄本をジンサポ！ぎふまで郵送してください。
- ・登録申請書様式および求人票様式については、ジンサポ！ぎふホームページ>「企業の方」ページから、ダウンロードしてください。<https://www.iinzai-gifu.jp/kigyoyou>
- ・求人票は、ジンサポ！ぎふまでメールしてください。

### ○問い合わせ先

◆〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-12

岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）

TEL：058-278-1146 FAX：058-278-1148 E-mail：[kigyo@jinzai-gifu.jp](mailto:kigyo@jinzai-gifu.jp)

◆〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材確保係

TEL：058-272-8406（直通） FAX：058-278-2676 E-mail：[c11369@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11369@pref.gifu.lg.jp)

## 登録の要件、申請方法等

### ○法人の登録要件 ※県にて審査を行います

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと。

もしくは、資本金概ね50億円未満の法人であって、市町村の推薦に基づき県が承認した法人であること。

(ウ) みなし大企業でないこと。

(エ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること。

もしくは、本社所在地が東京圏であって、勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人であること。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

### ○求人の登録要件 ※ジンサボ!ぎふにて審査を行います

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 県内に事業所または就業地を有すること。 (イ) 週20時間以上の無期雇用契約であること。

(ウ) その他岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサボ!ぎふ）が定める求人として必要な事項を満たすこと。

※令和2年度以降の求人情報はオープンデータ化され民間の求人情報サイト等においても情報発信される予定です。

### ○登録の決定

登録の審査は、原則提出いただいた申請書類等により行います。

審査の結果、登録を決定した場合は、県が運用するマッチングサイトへ求人情報を掲載します。

### ○マッチングサイト

県が運用するマッチングサイトとは、ジンサボ!ぎふホームページ内に設けた移住者向けページを指します。

[https://www.jinzai-gifu.jp/uij\\_turn](https://www.jinzai-gifu.jp/uij_turn)

## 移住支援金の概要

### ○対象

以下の要件を全て満たす者

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと（ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、県内の市町村に転入届をする3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(イ) 平成31年4月1日以降に岐阜県内に転入した者

(ウ) 転入後3か月以上1年以内である者

(エ) 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある者

(オ) 都道府県が公開するマッチングサイトに掲載された中小企業等に就業した者

### ○支給額

最大100万円（世帯100万円、単身60万円）

### ○申請方法

各市町村の窓口（移住定住担当課）に申請

※東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、過疎地域自立促進特別措置法等で指定する条件不利地域を除く